

水戸市教職員の働き方改革基本方針

～ 子どもたちと向き合う時間を確保するために ～

水戸市教育委員会

令和3年2月策定

令和8年2月改定

目次

1	策定の背景・目的	1
2	現状と課題	2
3	目標	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
	（1） 「業務の3分類」を踏まえた取組	
	ア 学校以外が担うべき業務	
	イ 教師以外が積極的に参画すべき業務	
	ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務	
	（2） 学校における措置の推進	
	（3） 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組	
	（4） その他の学校における取組	
5	関連する取組, 今後のフォローアップ	9
	資料（学校と教師の業務の3分類）	10
	用語解説	11

水戸市教職員の働き方改革基本方針

～ 子どもたちと向き合う時間を確保するために ～

1 策定の背景・目的

近年、少子化の進展や社会・経済の変化等により、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、学校の担う役割が拡大し続け、全国的に教職員の長時間勤務の解消が課題となっております。厚生労働省によると、長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因であり、時間外在校等時間が月 45 時間を超えて長くなるほど健康障害のリスクが徐々に高まり、月 100 時間超、又は 2～6 か月平均で月 80 時間を超えると業務と健康障害との関連が強い（※1）とされています。国が平成 28 年度に実施した「教員勤務実態調査」においては、小学校で約 3 割、中学校で約 6 割が月 80 時間以上に相当する時間外在校等時間（※2）の実態が改めて明らかとなりました。

このような状況を受け、平成 31 年 1 月に中央教育審議会から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が文部科学省に提出されました。それを受け、文部科学省は「学校における働き方改革」の総合的な方策を示すとともに、時間外在校等時間の上限の目安時間を 1 か月当たり 45 時間以内、1 年当たり 360 時間以内などとする「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を策定し、令和 2 年 4 月にガイドラインを指針に格上げしました。

本市におきましては、従前より教職員の長時間勤務による健康への影響を未然に防止するため、時間外在校等時間の状況を調査し、時間外在校等時間の縮減に向けた取組を実施するとともに、令和 2 年 3 月に水戸市立学校管理規則を一部改正し、ガイドラインに沿って新たに教育職員の時間外在校等時間の上限を規定しました。

また、その後も長時間勤務となっている教職員数は依然として高い割合にあったことから、教職員の働き方改革のより一層の充実・強化を図り、教職員が情熱とやりがいをもって働くことができる職場環境を整備することで、教職員が心身ともに充実して子どもたちと向き合い、学校教育の質を維持・向上させることにより、質の高い学校教育の実現を図れるよう、令和 3 年 2 月に「水戸市教職員の働き方改革基本方針」策定し、様々な取組を実施してきました。

このたび、令和 7 年 6 月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」）が改正されたため、学校における働き方改革の更なる加速化に向け、目標に関する事項等を新たに規定するとともに、本市の取組について、国が掲げる「業務の 3 分類」を踏まえた取組に分けて規定するなど、給特法第 8 条に基づき、「業務量管理・健康確保措置実施計画」として、本方針を改定します。

※1 労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果（厚生労働省）による。

※2 時間外在校等時間とは、在校等時間から正規の勤務時間である 1 週間当たり 38 時間 45 分（1 日当たり 7 時間 45 分）を減じた時間とします。なお、在校等時間には、外形的に把握することができる自主的・自発的な勤務や週休日の部活動、職務として行う児童生徒の引率等の校外での勤務についても含むものとします。

2 現状と課題

教職員の業務負担軽減については、これまでも様々な取組を実施し、改善してきたところですが、いまだ長時間勤務の実態があります。

業務と健康障害との関連が強いとされる1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超える延べ人数は、令和2年度と令和6年度を比較すると、小中学校において1,022人(6.8%)から168人(1.1%)に減少しており、小学校においては、429人(4.6%)から60人(0.6%)、中学校においては、593人(10.3%)から108人(1.9%)と大幅に減少しているものの、更なる改善が必要となっています。

年度別時間外在校等時間の推移（1年間の延べ人数）（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	45超～80時間以下	3,182 (34.3%)	3,013 (32.0%)	3,192 (33.8%)	2,892 (29.6%)	2,624 (26.1%)
	80時間超	429 (4.6%)	284 (3.0%)	139 (1.5%)	52 (0.5%)	60 (0.6%)
	合 計	3,611 (39.0%)	3,297 (35.0%)	3,331 (35.3%)	2,944 (30.2%)	2,684 (26.7%)
中学校	45超～80時間以下	2,111 (36.7%)	2,324 (41.7%)	2,549 (45.1%)	2,427 (42.7%)	2,548 (43.7%)
	80時間超	593 (10.3%)	486 (8.7%)	333 (5.9%)	321 (5.6%)	108 (1.9%)
	合 計	2,704 (47.0%)	2,810 (50.4%)	2,882 (50.9%)	2,748 (48.3%)	2,656 (45.6%)
小中学校 合 計	45超～80時間以下	5,293 (35.2%)	5,337 (35.6%)	5,741 (38.0%)	5,319 (34.4%)	5,172 (32.6%)
	80時間超	1,022 (6.8%)	770 (5.1%)	472 (3.1%)	373 (2.4%)	168 (1.1%)
	合 計	6,315 (42.0%)	6,107 (40.7%)	6,213 (41.1%)	5,692 (36.9%)	5,340 (33.7%)

水戸市立学校管理規則では、時間外在校等時間の上限を1か月当たり45時間以内、1年当たり360時間以内等と定め、教職員の在校等時間の管理及びその縮減に取り組んできましたが、令和6年度において、1か月当たり45時間を超える延べ人数は、小学校が2,684人(26.7%)、中学校が2,656人(45.6%)、合計5,340人(33.7%)、1か月当たり80時間を超える延べ人数は、小学校が60人(0.6%)、中学校が108人(1.9%)、合計168人(1.1%)となっています。

※令和2年度対象者数 小学校：9,268人 中学校：5,756人 合計：15,024人

令和3年度対象者数 小学校：9,422人 中学校：5,570人 合計：14,992人

令和4年度対象者数 小学校：9,445人 中学校：5,657人 合計：15,102人

令和5年度対象者数 小学校：9,757人 中学校：5,684人 合計：15,441人

令和6年度対象者数 小学校：10,041人 中学校：5,827人 合計：15,868人

※令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、臨時休業等の措置をとっている。

※義務教育学校（前期課程）は小学校、義務教育学校（後期課程）は中学校に含む。

令和6年度 月別時間外在校等時間の状況

(単位：人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
小学校	45超～80時間以下	346	384	326	178	6	249	287	219	126	117	193	193	2,624
	80時間超	9	14	6	5	0	6	8	5	0	1	2	4	60
	合計	355	398	332	183	6	255	295	224	126	118	195	197	2,684
中学校	45超～80時間以下	271	274	282	202	3	238	276	268	147	170	210	207	2,548
	80時間超	32	15	12	4	0	6	24	3	0	2	1	9	108
	合計	303	289	294	206	3	244	300	271	147	172	211	216	2,656
小中学校 合計	45超～80時間以下	617	658	608	380	9	487	563	487	273	287	403	400	5,172
	80時間超	41	29	18	9	0	12	32	8	0	3	3	13	168
	合計	658	687	626	389	9	499	595	495	273	290	406	413	5,340

※令和6年度教職員数(平均人数)：小学校837人，中学校486人

教育の質の向上に向けて、学校内外の人的・物的資源を有効に活用しつつ、「チーム学校」の考え方の下、教職員や支援スタッフ等がそれぞれの専門性を生かして、「協働」していくことへのシフトチェンジが重要であり、教職員を取り巻く環境整備に向けた総合的な方策を進める必要があります。

また、各学校の働き方改革の好事例については、共有しながら進めていきます。

3 目標

本方針においては、以下の目標を設定し、令和11年度までの達成を目指します。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にします。
- ② 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にします。

※児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合を除きます。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標(令和6年度の割合)

- ① ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にします。(13.7%)
- ② ストレスチェックにおける働きがいの値を60以上にします。(56.7)

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、指針の重点項目として、以下の内容に取り組みます。

- (1) 「業務の3分類」を踏まえた取組
 - ア 学校以外が担うべき業務
 - イ 教師以外が積極的に参画すべき業務
 - ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
- (2) 学校における措置の推進
- (3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組
- (4) その他の学校における取組

(1) 「業務の3分類」を踏まえた取組

ア 学校以外が担うべき業務

〔これまでの取組〕

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・ 登下校時におけるスクールガード活動の促進等

- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・ 青少年相談員による街頭補導等

- ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
 - ・ 学校給食費の公会計化 [平成 28 年度]
 - ・ 学校徴収金の会計処理をシステム化 [平成 28 年度]
 - ・ 就学援助費及び日本スポーツ振興センター災害給付金の保護者口座への直接振り込み [令和 3 年度]
 - ・ インターネットバンキングの全校導入及び「水戸市学校徴収金事務効率化補助金」の交付 [令和 5 年度]

- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
 - ・ 地域学校協働活動の段階的な導入 [令和 4 年度]

- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・ 学校弁護士相談事業の実施 [令和 3 年度]
 - ・ 学校支援員の配置 [令和 7 年度]
 - ・ 通話録音装置の設置 [令和 7 年度]
 - ・ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応の提示及び保護者等への周知 [令和 7 年度]

〔今後の取組〕

- ・ 地域における登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

地域の実情を踏まえつつ、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を更に推進します。

- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
（「3分類」②関係）

補導された児童生徒等の対応については、保護者が第一義的な責任を負うこと等を学校警察連絡協議会等において、保護者や地域などと認識を共有します。

- 学校徴収金の保護者と業者等の直接のやり取りによる支払い体制整備の更なる推進
（「3分類」③関係）

学校が授業で使用する副教材や修学旅行、卒業アルバム、部活動に必要な用品に係る経費等、保護者から業者へ直接支払いが可能なものについては、学校を経由しないで処理する体制整備を働きかけるとともに、公会計化や先進事例等を調査・検討します。

- 地域学校協働活動の段階的な推進（「3分類」④関係）

学校と地域の実情に応じた活動の企画・立案や、それに伴う学校と地域との連絡調整などの役割を担う地域コーディネーターについては、地域コミュニティ活動の拠点である市民センターの所長が担うとともに、地域の方々が有する技術や資格などを生かしてコーディネーターを支援するなどの協力態勢の構築を図りながら、全地区へ地域学校協働活動の導入を段階的に推進します。

- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応の周知及び学校弁護士相談事業の拡充（「3分類」⑤関係）

保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応について、更なる周知を図ります。また、弁護士による助言や学校支援員による支援とあわせて、解決困難な事例について、弁護士が学校の代理人として問題解決を図る体制を整備します。

- 外部人材等の更なる活用

ゲストティーチャーやスクールボランティア、スクールガード等の地域ボランティア及び学力向上サポーター、大学生ボランティアなどの更なる人材活用を図ります。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

〔これまでの取組〕

⑥ 調査・統計等への回答

- 校務支援システム（C4th）の導入及び活用 [平成28年度]
- 事務職員の職務の明確化のための要項策定 [令和4年度]

⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・ ホームページの一括調達及び管理，学校への情報通信技術（ICT）支援員のサポート

⑧ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・ 学校からの問い合わせや要望に対する市教育委員会や情報通信技術（ICT）支援員，機器保守業者の迅速な対応体制の整備

⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・ 小学校及び義務教育学校において，学校プールの使用から外部施設のプール使用へ移行

⑩ 校舎の開錠・施錠

- ・ 日直（当番制）による校舎の機械警備及び開錠，施錠

⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・ スクールボランティアや地域学校協働活動による取組として，保護者や地域住民の協力を得て実施

⑫ 校内清掃

- ・ 校内清掃の実施回数の見直しと範囲の合理化

⑬ 部活動

- ・ 部活動指導員制度の導入 [平成 30 年度]
- ・ 運動部活動の活動方針の策定 [平成 30 年度]
- ・ 部活動の活動方針の策定（文化部活動含む）[令和元年度]
- ・ 部活動指導員の配置の拡充及び部活動の活動方針の見直し [令和6年度]
- ・ 休日の地域クラブ実証事業 [令和6年度]

〔今後の取組〕

- ・ 児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3 分類」⑪関係）

学校によって，取組状況に差があることから，スクールボランティア活動や地域学校協働活動の更なる推進を図ります。

- ・ 休日の部活動の地域展開（「3 分類」⑬関係）

令和 8 年 9 月から中学校における休日の部活動の地域展開を開始します。

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

〔これまでの取組〕

⑭ 給食の時間における対応

- ・ 栄養教諭等及び学級担任等が連携して対応

⑮ 授業準備

- ・ スクールサポートスタッフの配置
- ・ 事務補の活用（C4th 使用権限の付与、事務補助業務の拡大）〔令和4年度〕

⑯ 学習評価や成績処理

- ・ デジタルドリル等の積極的な活用による採点作業の負担軽減

⑰ 学校行事の準備・運営

- ・ 保護者との連携やゲストティーチャー及びスクールボランティア等の活用

⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ スクールカウンセラー配置事業及びスクールソーシャルワーカー派遣事業の実施
- ・ 市教育支援センター（教育相談室・うめの香ひろば）の設置及び各学校との連携、校内フリースクールの設置
- ・ 各学校への特別支援教育支援員や医療的ケア支援員の配置
- ・ 特別支援教育専門員の学校訪問による担任等への助言・指導や保護者等への相談対応

（2） 学校における措置の推進

学校における以下の取組を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図ります。

〔これまでの取組〕

- ・ 会議、研修、照会業務の削減
- ・ 教育課程（標準授業時数／年間 1,086 単位時間以上）の見直し
- ・ 学校行事の精選・重点化及び日課表の見直し〔令和3年度〕
- ・ 学期末事務処理時間（学期末に5時間授業日の設定等）の確保〔令和3年度〕
- ・ 「自動音声応答装置」の導入及び運用〔令和3年度〕

〔今後の取組〕

- ・ 学校運営協議会の円滑な運営及び働き方改革の取組の実施

学校において取組を実施するにあたっては、子どもの教育活動や学校運営に関する情報を家庭や地域に公表するとともに、学校運営協議会等での熟議を経て、優先順位を定め、保護者や地域住民等の理解と参画を得ながら実行します。

- ・ 全校統一の勤怠管理システムの導入

令和8年度から水戸市版 Web 勤怠管理システム「クイックG 勤怠」の運用を開始します。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の取組を実施します。

〔これまでの取組〕

- ・ 労働安全衛生管理（ストレスチェックや産業医による面接指導等）の実施
- ・ 学校閉庁日（夏季休業中3日、冬季休業中2日）の設定 [令和元年度]
- ・ 教育職員の勤務時間の上限の規定を追加した水戸市立学校管理規則の一部改正 [令和2年度]
- ・ 事務職員や学校栄養職員等との36協定の締結
- ・ 年360時間の月別配分値の提示 [令和3年度]
- ・ 長時間勤務者との面談の実施 [令和6年度]

〔今後の取組〕

- ・ 定時退勤日の導入促進

市内の一部学校で導入している定時退勤日を市内全学校への導入を検討します。

- ・ 時間休の取得促進

年次休暇の時間単位での取得を市内全学校へ推奨します。

- ・ 教職員の安全衛生管理体制の充実

（仮称）水戸市立学校教職員安全衛生管理規程を策定し、令和8年度から定期巡視等を適切に実施します。

(4) その他の学校における取組

学校においては、以下の取組を実施します。

〔これまでの取組〕

- ・ 管理職のマネジメント能力育成のための研修
- ・ 総括事務長の配置 [令和2年度]
- ・ 全校で統一した学校・保護者間のメール送受信システムの導入（tetoru） [令和5年度]
- ・ 市教育委員会への提出書類に係る押印省略・電子申請 [令和6年度]
- ・ 2学期制の導入 [令和7年度]

〔今後の取組〕

- ・ 長期休業期間の見直し

水戸市立学校管理規則の一部を改正し、令和8年度から熱中症対策や新年度の児童生徒の受け入れ体制の充実を図るため、夏季休業・学年始休業の期間を延長します。

5 関連する取組、今後のフォローアップ

教職員の働き方改革を推進するためには、長時間勤務の是正を図ることとあわせて、教職員一人一人が、日々の生活の質や職業人生を豊かにするなど、ウェルビーイングを向上させることが重要です。また、自らの人間性や創造性を高め、その意欲と能力が最大限発揮できる職務環境の整備や誰もが安心して働ける組織づくりを推進する必要があります。

そのため、本方針に基づき、市教育委員会と各学校が、以下の点に留意しながら、関連する取組を進めるとともに、フォローアップを実施します。

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市及び学校のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告します。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、水戸市版 Web 勤怠管理システム「クイック G 勤怠」で客観的に把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握します。
- 市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本方針の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本方針の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、市教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本方針に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。
- 市教育委員会は、市内外の効果的な事例を調査研究することにより、取組をさらに推進します。
- 地域や学校の実情により、校長の裁量に委ねる取組も想定されますが、教職員の働き方改革の趣旨を逸脱しないことを共通認識として進めます。
- この方針に記載していない事項についても、それぞれの立場で、さまざまなアイデアを出し合い、積極的に新たな取組を進めます。

【学校と教師の業務の3分類】

ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り，児童生徒が補導された時の対応
- ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑥ 調査・統計等への回答
- ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
- ⑧ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
- ⑩ 校舎の開錠・施錠
- ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
- ⑫ 校内清掃
- ⑬ 部活動

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ⑭ 給食の時間における対応
- ⑮ 授業準備
- ⑯ 学習評価や成績処理
- ⑰ 学校行事の準備・運営
- ⑱ 進路指導の準備
- ⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

※「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会
が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」より抜粋

用語解説

- 教育職員
給特法第2条第2項に規定する教育職員
- 教職員
教育職員及びそれ以外の職員（事務職員，学校栄養職員等）
- 青少年相談員
街頭補導等を実施する市教育委員会が委嘱する有償ボランティア
- ゲストティーチャー
専門的な知識や職業経験等を有し，それらに基づき児童生徒に指導を行う外部人材
- スクールボランティア
学校における教育活動や花壇の手入れ等の環境整備，部活動指導補助等を行うボランティア
- スクールガード
登下校時間に通学路等の巡回パトロールや危険箇所の監視等を行うボランティア
- 学力向上サポーター
学校で担任や各教科担任を支援し，個の習熟度に応じた学習や少人数指導等を行う教員免許を持つ会計年度任用職員
- 大学生ボランティア
市教育委員会が茨城大学，常磐大学及び茨城キリスト教大学と締結している「大学との連携協力による学校支援活動」に基づく，大学生のボランティア
- 校務支援システム
成績処理や出欠管理等の教務系，健康診断等の保健系，指導要録等の学籍系，学校事務系等を統合したシステム
- 部活動指導員
校長の監督を受け，部活動の技術指導や大会への引率等を顧問教員の代わりに単独で行う地域人材
- 総括事務長
学校事務の共同実施を行う5つのグループを総括する学校事務職員

- ・ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。